

証券コード 7138
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段南二丁目1番30号
株式会社TORICO
代表取締役 安藤拓郎
社 長

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.torico-corp.com/ir/library/?category=shareholderMeeting>)

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」の欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3頁～4頁）をご高覧の上、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター3階
(カンファレンスルーム3C)

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

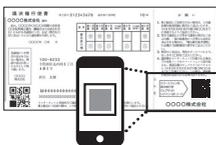
- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 （9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 （平日9：00～17：00）

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード(株主様が変わられたものを含まず)は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
ふじ わら かつ じ 藤 原 克 治 (1969年12月27日生)	1993年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年1月 株式会社テイツー入社 2014年5月 同社取締役就任 2017年5月 同社代表取締役社長(現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>株式会社テイツーにおいて代表取締役社長として企業経営を統括された経験を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監査及び監督機能の強化に適任であると判断し、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくことを期待した為であります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原克治氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤原克治氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は新たに同氏との間で上記契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの5類への引き下げとともに経済社会活動への制約がほぼ解消されたことで、国内外での人流も回復し、インバウンド需要の増加もみられ、旅行及び外食に対する個人消費が緩やかに持ち直す等、社会経済活動の正常化が進みました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、イスラエル・ハマス問題による中東情勢の緊迫化など地政学リスクは引き続き高い状態にあり、原材料・資源価格の高騰、円安進行による物価上昇の加速などわが国経済を取り巻く世界情勢は予断を許さず、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当連結会計年度の当社主力のECサービスの属する市場環境としましては、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所が発刊している「出版指標2024年 春号」によると、当連結会計年度にあたる2023年4月～2024年3月の出版物（書籍雑誌）推定販売金額は前年比5.8%減と縮小傾向が継続しております。その中でもコミック市場（紙＋電子の推定販売金額）は前年比2.5%増、当社主力の紙コミック市場においては前年度比8.0%減と、映像化によるヒット作は複数発生しておりますが、出版流通業界全体の傾向と同様に縮小傾向となっております。

そのような環境の中で、当社主力ECサービスでは、漫画を原作とするアニメ・映画等のメディア化によるヒット作品の有無の影響を受けやすい漫画の全巻売りを主力サービスとして展開しており、当連結会計年度では2022年12月から2023年8月まで上映された映画「THE FIRST SLAM DUNK」、2023年春にアニメ化した「推しの子」、2023年秋にアニメ化した「葬送のフリーレン」や「菓屋のひとりごと」等の新作アニメ由来の作品が売上に貢献したものの、大型ヒット作品に乏しい状況になりました。当連結会計年度末にかけて、「ハイキュー!!」や「ゴールデンカムイ」などの刊行巻数の多い長尺作品が劇場版公開に伴い原作需要が高まり、当社の市場優位性を発揮できる状況が生まれたものの、年間を通じた売上減少を補うまでには至らず、主要KPIに設定しております顧客単価は8,347円（前年同期間9,650円、前年同期比13.5%減）となっております。ユーザー数は45.5百万人（前年同期間39.9百万人、前年同期比14.0%減）となり、年間を通じたアニメ・劇場版公開を中心としたメディアミックス作品、完結作品の限定特典施策のリリースやSNSやLINEなどを活用した積極的なユーザーコミュニケーションで大きく増加し

ている一方、購買率については1.01%（前年同期間1.56%、前年同期比0.55pt減）となり、コロナ禍とメディアミックスによるヒット作品の量産が続いた過去3期の水準へ回復することはできず、巣ごもり需要の沈静化による出版流通業界全体の傾向と同様に前年同期比を下回る結果となりました。

当社グループが成長サービスとして位置づけるイベントサービスについては、日本国内（東名阪）での自社運営店舗にて、コラボカフェやPOP UP SHOPなどを継続的に実施してきました。従来のコミック原作作品の商品化やコラボカフェ展開から、「コミック原作」×「実写ドラマ化」作品での商品化やポップアップ催事展開を放映タイミングにあわせて展開することでより需要喚起を促進し、継続的に大きな成果をあげる結果となりました。また、自社店舗を活用したコラボカフェ催事においては、上述の「コミック原作」×「実写ドラマ化」作品のみならず、コミック、アニメ、実写と市場トレンドにあわせた企画選択を行うことで、店舗売上が上昇する要因となっています。また、海外市場に向けては2022年に進出した台湾市場に加え、シンガポール市場への参入を開始しました。各商圏に適した販売取扱商品を進めており、海外市場向けにトレーディングカードやフィギュアなどホビー商材の取扱いを推し進める他、現地流通や現地店舗への商品卸など流通の拡大を図っております。その結果、店舗売上は31百万円（前年同期間19百万円、前年同期比58.7%増）となり、イベントサービス全体の売上高48百万円（前年同期間38百万円、前年同期比23.9%増）と過去最高売上を更新し、大幅な成長を継続しております。

上記の施策の結果、当連結会計年度における売上高は3,897百万円（前年同期間売上高5,004百万円、前年同期比22.1%減）、営業損失は222百万円（前年同期間営業利益130百万円）、経常損失は224百万円（前年同期間経常利益128百万円）、当期純損失及び親会社株主に帰属する当期純損失は272百万円（前年同期間当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益74百万円）となりました。

（注）当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は65百万円であり、主な内容はイベントグッズ製作用機器、本社・倉庫の移転等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

2024年3月29日に株式会社ティーツーを割当先とする第三者割当増資契約締結を行い、これにより2024年4月15日に320百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「世界を虜にする」というビジョン実現に向け、これまで成長戦略として掲げておりました「国内事業の深掘り」「海外事業の拡大」「新規事業の創出」の3点に引き続き取り組んでおります。当連結会計年度からは、2024年3月29日公表「株式会社ティーツーとの業務提携及び第三者割当による新株式の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」による各種連携を図ることで、両社の経営資源を相互に活用することで事業基盤を強化・拡充・発展させ、多様化する顧客ニーズと業界における地位向上を目指し、以下に掲げる事項を主なテーマとして収益性の向上を目指してまいります。

① 国内事業の深掘り

当社主力ECサービスでは、引き続きメディアミックス作品での限定特典施策を継続的に展開し、コミック販売の単価上昇と新規集客の増加を図るとともに、SNSやLINEを積極的に活用していくことで既存ユーザー再訪を増やし、主要KPIを高水準で維持してまいります。人気、新作アニメ、実写ドラマIPへの積極的な商品化と国内外のリアルタイムでの販売を行うとともに、ティーツー社の「ふるいち」「古本市場」等のリアル店舗での販売展開も行い、両社販売チャネルを通じ新たなコミュニティ形成戦略を構築してまいります。

② 海外事業の拡大

2022年から海外市場への進出を行ってきた当社グループは、現在台湾、シンガポールをはじめとしたアジア圏でリアル店舗運営と越境EC運営を展開しております。これまでは日本国内の「マンガ展」で開催しているイベント企画商品や、当社グループが運営する「漫画全巻ドットコム」「ホーリンラブブックス」などのコミックECにて販売している特典付きコミックスを中心に取り扱いおりましたが、ティーツー社のリユース商品（ホビー、トレカ等）の調達力・売買ノウハウを当社グループが展開する海外店舗に共有することで、商材と商流の拡大を推進してまいります。

③ 新規事業の創出

ティーツー社との協業により、コミック以外の商品販売に本格的に着手を進めてまいります。ティーツー社の強みでもあるリユース商品（ホビー、トレカ等）の調達力・販売ノウハウと、当社のIPビジネス/新刊書籍ノウハウを共有するこ

とで、当社グループの主力商材であるコミックとシナジーを生み出し、ビジネス領域の拡大を行ってまいります。

④ 優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社のミッションやバリューに共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

⑤ M&Aの活用

新規事業及び周辺事業の拡大のためには、M&Aも有効な手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資対効果はもちろん、対象企業の将来性や当社ビジネスとのシナジーの有無を十分に検討した上で、積極的に取り組んでまいります。

⑥ 持続可能な社会への取り組み

当社は、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。特に全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していくことや、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していくことを重視しております。

⑦ 流動性の確保及び企業価値の拡大

当社株式の流通株式数は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める株式要件を充足し続けるために、流動性確保に努める方針です。当社の経営方針・経営戦略に沿い、事業規模・売上高並びに利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 (当期)第19期
売 上 高 (千円)	4,991,170	5,390,861	5,004,262	3,897,961
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	254,307	152,783	74,365	△272,651
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	628.85	241.21	60.37	△223.64
総 資 産 (千円)	1,503,556	1,930,277	2,247,389	1,853,812
純 資 産 (千円)	689,212	1,071,367	1,164,935	896,209
1株当たり純資産 (円)	△101.84	884.74	952.87	730.19

- (注) 1. 第17期より連結計算書類を作成しておりますが、第16期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
2. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第17期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 (当期)第19期
売 上 高 (千円)	4,991,650	5,391,461	5,004,742	3,897,473
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	273,231	153,783	75,264	△247,016
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	629.16	242.79	51.16	△202.62
総 資 産 (千円)	1,504,543	1,932,188	2,248,383	1,869,729
純 資 産 (千円)	690,332	1,073,488	1,167,220	921,048
1株当たり純資産 (円)	△99.07	886.49	955.35	750.47

- (注) 1. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第17期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ROLL	9,990千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社漫画全巻ドットコム	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社スキマ	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス
TORICO SINGAPORE PTE. LTD.	400千SGドル	100.0%	イベントサービス・ECサービス

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	主要製品
ECサービス	eコマース関連サービス (日本国内) 主要サービス等:「漫画全巻ドットコム」
デジタルコミック配信サービス	国内マンガWEB・アプリサービス「スキマ」 海外マンガWEB・アプリサービス「MANGA.CLUB」
イベントサービス	イベント開催・グッズ書籍販売店舗 (日本国内5拠点:池袋、渋谷、名古屋、大阪、行橋、海外2拠点:台湾、シンガポール) 国内グッズ販売サイト:「マンガ展」

(8) 主要な営業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

本社: 東京都千代田区
新田DC (倉庫): 東京都足立区
マンガ展 池袋: 東京都豊島区
マンガ展 渋谷: 東京都渋谷区
マンガ展 名古屋: 愛知県名古屋市東区
マンガ展 大阪: 大阪府大阪市中央区
LibriOSHOP: 福岡県行橋市
マンガ展 台湾: 台北市
manga10 Singapore: シンガポール

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
193 名	20 名

(注) 従業員数にはアルバイトの年間平均雇用人員94名を含めております。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	181,433 千円
株式会社りそな銀行	79,996 千円
株式会社みずほ銀行	69,994 千円
株式会社日本政策金融公庫	58,840 千円
株式会社京葉銀行	25,843 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、株式会社テイツーを割当予定先とした第三者割当による新株式の発行を決議し、2024年4月15日を払込日として同社が発行済株式数の19.68%（取得時における持株比率）を取得しました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,258,100株 |
| (3) 株主数 | 929名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
安藤 拓郎	380,040株	31.0%
石井 昭	203,400株	16.6%
鯉沼 充	89,200株	7.2%
株式会社SBI証券	55,700株	4.5%
各務 正人	42,600株	3.4%
株式会社A	40,000株	3.2%
株式会社373	22,400株	1.8%
株式会社山鹿ホールディングス	18,600株	1.5%
四柳 剛	18,199株	1.4%
濱田 潤	13,479株	1.1%

- (注) 1. 当社は、自己株式(33,804株)を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。
 2. 持株比率は自己株式(33,804株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	4,999株	2人
社外取締役	一株	一人
社外監査役	一株	一人

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	
発行決議の日		2020年11月26日	
新株予約権の数		100個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式	4,000株
		(新株予約権1個当たり40株)	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり	625円
新株予約権の行使期間		2022年11月28日から 2030年11月26日まで	
新株予約権の行使の条件		<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締 役を除く)	保有者数	2名
		保有数	100個
		目的である株式の数	4,000株
	社外 取締役	保有者数	一名
		保有数	一個
		目的である株式の数	一株

(注) 2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2024年3月31日現在）
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
安藤 拓郎	代表取締役社長	TORICO SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役社長
鯉沼 充	専務取締役	管理本部長
高橋 まりほ	取締役	コマース本部長
濱田 潤	取締役	メディア本部長
廣木 響平	取締役	株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長
大和 政之	常勤監査役	
森 孝司	監査役	株式会社図書館流通センター 取締役経営管理室長
佐藤 孝幸	監査役	佐藤経営法律事務所 所長弁護士 AI inside株式会社 社外取締役 (監査等委員) Zenken株式会社 社外監査役 ウェルネス・コミュニケーションズ 株式会社 社外監査役 株式会社アンドパッド 社外監査役

- (注) 1. 取締役廣木響平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役森孝司氏は、税理士資格を保有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役廣木響平氏、監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高橋 まりほ	2024年3月31日	辞任	取締役兼コマース本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は役員報酬等の額に関する方針を、当社の「役員報酬規程」において定めております。当社の「役員報酬規程」は2020年6月17日の取締役会にて決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の役員報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための報酬である「株式報酬」で構成されております。

賞与については、取締役のみを対象とし、経営に対する独立性の観点から、監査役は対象としておりません。また「株式報酬」については、役員職責等に応じ、取締役を対象として新株予約権を発行しております。

「固定報酬」については、株主総会で報酬総額の限度額を決議し、取締役会にて各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長安藤拓郎が役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定します。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を参考指標として、取締役の報酬等の一部として、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。「株式報酬」については、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。

「株式報酬」については、職責等に応じ、新株予約権を割り当てます。また、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株

価値変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てます。なお、譲渡制限付株式は、①一定期間継続して当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式」と、②当社取締役会が予め設定した業績を達成することを条件とする「業績条件型譲渡制限付株式」の2種類で構成することとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月17日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額については、年額100,000千円以内とし、監査役の報酬等の限度額については、年額30,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役員数は6名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）です。また、この別枠で、2023年6月28日開催の第18回定時株主総会において「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」について決議いただいております。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内と設定しております。同株主総会終結時の取締役員数は5名（うち社外取締役1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長安藤拓郎に対して、取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、当社役員報酬規程に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、個人別の役員報酬を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	51,500	51,500	—	300	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	3,000	3,000	—	—	1
社外監査役	10,200	10,200	—	—	3

- (注) 1. 上記報酬等には退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 3. 非金銭報酬等は当期の費用計上額を記載しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査役及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役廣木響平氏は株式会社図書館総合研究所の代表取締役社長であります。なお、当社は兼職先との間には取引関係はありません。

社外監査役森孝司氏は当社の取引先である株式会社図書館流通センターの取締役であります。株式会社図書館流通センターとの2024年3月期の年間取引総額は8,427千円と僅少のため、独立性に影響を与える虞はないと判断しております。

社外監査役佐藤孝幸氏は佐藤経営法律事務所の所長弁護士、AI inside株式会社の社外取締役（監査等委員）及びウエルネス・コミュニケーションズ株式会社及びZenken株式会社並びに株式会社アンドパッドの社外監査役であります。なお、当社は兼職先との間には取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	廣木 響平	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議等につき、出版流通業界やIT業界及びその経営に対する深い知見と経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。
社外監査役	大和 政之	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、常勤監査役として意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	森 孝司	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、税理士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	佐藤 孝幸	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、弁護士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,593,168	流動負債	691,972
現金及び預金	606,607	買掛金	285,047
売掛金	294,850	1年内返済予定の長期借入金	156,423
商品	589,299	未払金	154,391
その他	104,519	未払法人税等	210
貸倒引当金	△2,107	契約負債	44,165
		その他	51,734
固定資産	260,643	固定負債	265,629
有形固定資産	101,630	長期借入金	259,683
建物	48,571	資産除去債務	795
その他	53,059	その他	5,151
無形固定資産	55,807	負債合計	957,602
投資その他の資産	103,204	(純資産の部)	
		株主資本	890,148
		資本金	188,901
		資本剰余金	522,792
		利益剰余金	219,031
		自己株式	△40,577
		その他の包括利益累計額	3,814
		為替換算調整勘定	3,814
		新株予約権	2,246
		純資産合計	896,209
資産合計	1,853,812	負債・純資産合計	1,853,812

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	3,897,961
売上原価	2,493,506
売上総利益	1,404,455
販売費及び一般管理費	1,626,863
営業損失	222,408
営業外収益	
受取利息	40
受取配当金	1
コイン失効益	3,302
開発支援金	909
保険料収入	748
受取手数料	325
その他	1,384
合計	6,711
営業外費用	
支払利息	7,064
為替差損	819
その他	502
合計	8,386
経常損失	224,082
特別利益	
固定資産売却益	218
特別損失	
固定資産除却損	2,305
事務所移転費用	5,242
税金等調整前当期純損失	231,412
法人税、住民税及び事業税	2,265
法人税等調整額	38,973
当期純損失	272,651
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純損失	272,651

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,565,310	流動負債	688,202
現金及び預金	587,528	買掛金	283,671
売掛金	294,094	1年内返済長期借入金	156,423
商品	583,274	未払金	152,686
前払費用	47,541	未払費用	40,219
未収入金	28,481	契約負債	44,165
預け金	107	預り金	10,923
その他	26,389	その他	112
貸倒引当金	△2,107	固定負債	260,478
固定資産	304,419	長期借入金	259,683
有形固定資産	95,804	資産除去債務	795
建物	48,157		
車両運搬具	1,685	負債合計	948,680
工具器具備品	45,961		
無形固定資産	55,807	(純資産の部)	
ソフトウェア	37,057	株主資本	918,802
ソフトウェア仮勘定	18,489	資本金	188,901
商標権	259	資本剰余金	522,792
投資その他の資産	152,807	資本準備金	519,593
関係会社株式	50,978	その他資本剰余金	3,199
出資金	10	利益剰余金	247,685
長期前払費用	24,366	その他利益剰余金	247,685
差入保証金	77,424	繰越利益剰余金	247,685
預託金	28	自己株式	△40,577
		新株予約権	2,246
		純資産合計	921,048
資産合計	1,869,729	負債・純資産合計	1,869,729

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,897,473
売 上 原 価	2,492,965
売 上 総 利 益	1,404,508
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,601,450
営 業 損 失	196,942
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	40
受 取 配 当 金	1
コ イ ン 失 効 益	3,302
開 発 支 援 金	909
保 険 金 収 入	748
受 取 手 数 料	325
そ の 他	948
	6,275
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,794
為 替 差 損	695
そ の 他	501
	7,991
経 常 損 失	198,658
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	218
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,305
事 務 所 移 転 費 用	5,242
	7,547
税 引 前 当 期 純 損 失	205,987
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	2,055
法 人 税 等 調 整 額	38,973
	41,028
当 期 純 損 失	247,016

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員	公認会計士	米倉 礼二
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	徳永 剛
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TORICOの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米倉 礼二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TORICOの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社TORICO 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大和 政之	印
社外監査役	森 孝司	印
社外監査役	佐藤 孝幸	印

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷八幡町8番地

TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
3階（カンファレンスルーム3C）



(交通のご案内)

■「市ヶ谷駅」

徒歩2分 (JR総武線)

7番出口 徒歩1分 (東京メトロ南北線/有楽町線)

4番出口 徒歩4分 (都営新宿線)

※A4出口ではございませんのでご注意ください。